



足立区長定例記者会見

平成25年11月25日(月) 午後2時00分～
足立区役所 南館8階 特別応接室

《 次 第 》

- 1 地域住民とともにアレフ解散を求めていきます
アレフ過料処分取消請求控訴事件上告へ . . . 1
- 2 窓口サービス向上に向けて
戸籍・中央本町区民事務所窓口を統合 8
- 3 必要な地域に必要な保育サービスを提供
フルタイム就労世帯の待機児童ゼロを最優先に . . . 10
- 4 そ の 他
- 5 質 疑

【担当】広報室 報道広報課 03(3880)5816

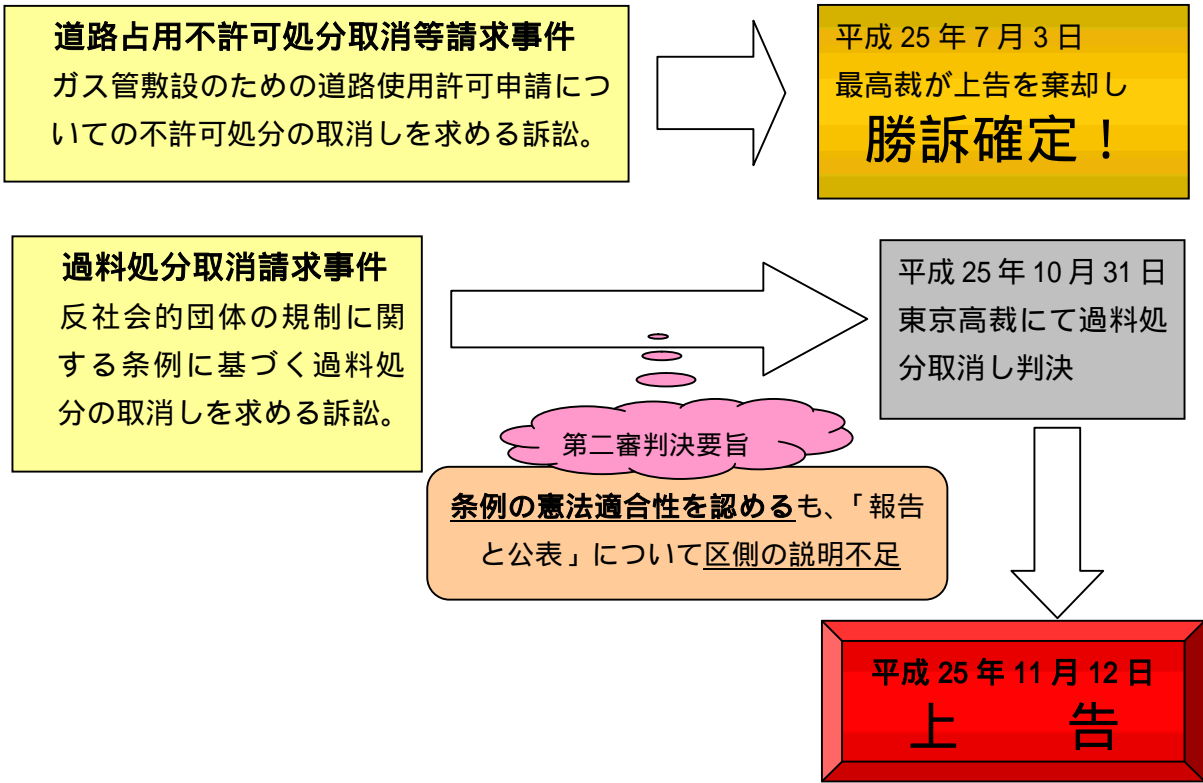
「美しいまち」は「安全なまち」
ビューティフル・ウィンドウズ運動展開中 足立区  

**地域住民とともにアレフ解散を求めています
 アレフ過料処分取消請求控訴事件上告へ**

アレフ(オウム真理教)が設立した宝樹社が所有する入谷九丁目の施設では、信者が居住し、教団の活動が行なわれていると言われていいます。内部の状況が不明な中、地域住民に大きな不安と脅威を与えており、区は地域住民とともに引き続き、アレフ解散を求め、全力で取り組んでいきます。

1 アレフ裁判の状況

区が住民福祉の向上のためにアレフに対して行った処分に対し、アレフ側から訴訟が提起され、区側勝訴確定、については一審の判決が覆り、東京高裁にて10月31日に過料処分を取り消すとした判決がありました。



2 足立区の姿勢

は区側の考え方が全面的に認められ勝訴が確定しました。については、東京高裁にて区側の主張が通らず、過料処分を取り消すとする判決がありました。しかし、過料処分は法律の範囲内で制定された条例に基づくものであり、条例は区民の安全及び周辺住民の脅威や不安を除去するために制定されたものです。

よって、11月12日に上告し、引き続き、足立区は法廷で全面的に争います。

3 国会議員によるオウム真理教対策議員連盟発足

平成25年10月23日、超党派の国会議員15名によりオウム真理教対策議員連盟が発足しました。団体規制法では周辺住民等の安全や不安が解消しきれないため、新法制定も含めた団体規制法の抜本的改正強化を主たる目的としています。これを受けて同日、オウム真理教(アレフ・ひかりの輪)の関連施設を抱える地方自治体で結成しているオウム真理教対策関係市町村連絡会の会長である足立区長が、当該団体の活動停止・解散に向けた法整備を行うよう要請しました。

オウム真理教対策関係市町村連絡会 (25市町村加盟 会長：足立区長 近藤やよい)

法整備要請内容

- 1 団体規制法の観察処分について、「3年を超えない期間を定めて処分を行うことができる」としているが、この観察処分の期限を撤廃すること。
- 2 観察処分を受けた団体が不動産を取得する場合(借受を含む)には、いかなる名義をもってするかを問わず、事前に自治体に報告するよう義務付けること。
- 3 観察処分を受けた団体に対し、その活動に関する情報を自治体に開示するよう義務付けること。
- 4 観察処分を受けた団体に対し、その活動施設を自治体に公開するよう義務付けること。
- 5 団体規正法に解散命令の規定を設けること。

4 足立入谷地域オウム真理教(アレフ)対策住民協議会の活動を支援

アレフ入谷施設の近隣住民でつくる「足立入谷地域オウム真理教(アレフ)対策住民協議会」は教団の活動停止・解散を訴え、抗議デモや住民集会を実施しています。区では、協議会の活動を全面的に支援し、協議会とともに教団の活動停止と解散を求めています。



平成25年10月27日の抗議デモの様子

【問合せ先】 危機管理室生活安全担当課長 関森 良昭 電話(3880)5838

これまでの主な経緯

| | |
|---------------------|---|
| 平成 22 年 3 月 29 日 | アレフの幹部が代表を務める「合同会社宝樹社」が入谷九丁目の土地及び建物を取得（所有権移転登記） |
| 5 月 28 日 | 足立区オウム真理教対策本部設置。地元町会、区議会へ情報提供 |
| 6 月 12 日 | 住民総決起集会(700 名参加) |
| 6 月 30 日 | 第 1 回住民協議会開催 |
| 7 月 25 日 | 第 2 回住民総決起集会(600 名参加) |
| 9 月 2 日 | 区及び住民協議会がアレフに対し、入谷九丁目への進出に抗議、撤退申し入れ |
| 9 月 13 日 | 都市ガス敷設のための道路占用許可申請受理 |
| 9 月 24 日 | 都市ガス敷設のための道路占用許可申請に対し不許可処分 |
| 10 月 18 日 | 高圧電力線の引き込みについても付近住民の理解が得られず、工事できず |
| 10 月 22 日 | 「足立区反社会的団体の規制に関する条例」足立区議会定例会において全会一致で可決し、同日公布、施行 足立区議会が住民協議会からの「オウム真理教（アレフ）の入谷九丁目の施設に関する陳情」を採択 足立区議会が「オウム真理教主流派アレフの進出を阻止するための抜本的な法整備を求める意見書」を可決し、同日付で内閣総理大臣等へ送付 |
| 10 月 27 日 | 宝樹社から区長に対し、道路占用許可不許可処分の異議申立て（棄却処分） |
| 10 月 29 日 | 午前 10 時から消防と区建築部門が立ち入り検査 |
| 11 月 1 日 | 公安調査庁が立ち入り調査（全国 33 拠点一斉調査） 「足立区反社会的団体の規制に関する条例施行規則」を公布、施行 |

| | |
|---------|---|
| 11月28日 | 住民協議会主催のデモ行進(200人)及び第3回住民大集会開催(500人) |
| 12月9日 | 改正条例を足立区議会定例会において全会一致で可決し、同日公布、施行 |
| 12月16日 | 公安調査庁が立入検査を実施。信徒26人、説法CDなどを確認 |
| 12月28日 | 規制条例第5条に基づき定期報告を請求 |
| 平成23年2月 | アレフが住民票の異動を開始 |
| 3月8日 | 過料処分通知書を送付 |
| 4月15日 | 道路占用不許可処分取消等請求事件の訴状が届く(都市ガス) |
| 5月16日 | 過料処分取消請求事件の訴状が届く |
| 6月2日 | 足立入谷施設に44名の住民登録を確認 |
| 6月7日 | 道路占用不許可処分取消等請求事件 第1回口頭弁論 |
| 6月11日 | 住民協議会主催のデモ行進(200人)及び第4回住民大集会開催(200人) |
| 6月30日 | 過料処分取消請求事件 第1回口頭弁論 |
| 7月 | オウム真理教の観察処分の更新を求める署名活動開始 |
| 7月7日 | 公安調査庁が足立入谷施設、新保木間施設及び保木間施設に対し立入検査を実施 |
| 7月26日 | 道路占用不許可処分取消等請求事件 第2回口頭弁論 |
| 8月1日 | 公安調査庁がアレフ・ひかりの輪に対し一斉立入検査を実施 |
| 9月13日 | 過料処分取消請求事件 第2回口頭弁論 |
| 10月5日 | 道路占用不許可処分取消等請求事件 第3回口頭弁論 |
| 10月25日 | 足立区長、町会自治会連合会会長及び住民協議会会長が法務大臣、公安調査庁長官に「観察処分」の更新等を求める要請書及び二十五万筆超の署名を提出 |

| | |
|---------------|--|
| 11月5日 | 住民協議会主催のデモ行進及び第5回住民集会開催 |
| 11月16日 | 道路占用不許可処分取消等請求事件 第4回口頭弁論 |
| 11月22日 | 過料処分取消請求事件 第3回口頭弁論 |
| 12月21日 | 道路占用不許可処分取消等請求事件 第5回口頭弁論 |
| 平成24年 1月4日 | 23足総危発第1072号により、アレフ代表者あて条例に基づく報告書の提出を請求。報告期限は1月31日。 |
| 1月23日 | 公安審査委員会が観察処分の更新を決定すると発表。期間は2月1日から3年間。 |
| 1月30日 | 官報(号外第22号)で観察処分更新の決定が告示。 |
| 1月31日 | 荒木広報担当が来庁。23足総危発第1072号の報告書提出請求についての回答書面を受理。内容は、報告書提出拒否。 |
| 2月2日 | 過料処分取消請求事件 第4回口頭弁論 |
| 3月2日 | 公安調査庁が足立入谷施設、新保木間施設及び保木間施設に対し立入検査を実施 |
| 3月13日 | 道路占用不許可処分取消等請求事件 第一審勝訴 主文 1 原告の請求をいずれも棄却する。 2 訴訟費用は原告の負担とする。 |
| 3月26日 | アレフ側(宝樹社)が道路占用不許可処分取消等請求事件の一審判決を不服として控訴 |
| 4月10日 | 過料処分取消請求事件 第5回口頭弁論 |
| 5月19日 | 平成24年度足立入谷地域オウム真理教(アレフ)対策住民協議会総会 |
| 6月3日 | 住民協議会主催のデモ行進及び第6回住民集会開催 |
| 6月6日 | オウム真理教対策関係市町村連絡会総会で24年度会長区に就任 |

| | |
|----------------|---|
| 6月7日 | 過料処分取消請求事件 第6回口頭弁論 |
| 7月13日 | 道路占用不許可処分取消等請求事件 東京高裁第1回口頭弁論 |
| 9月11日 | 過料処分取消請求事件 第7回口頭弁論 |
| 10月11日 | 道路占用不許可処分取消等請求事件 第二審勝訴 主文 1 本件控訴を棄却する。 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。 |
| 10月25日 | アレフ関連会社が道路占用不許可処分取消等請求事件の二審判決を不服として上告 |
| 10月26日 | オウム真理教対策関係市町村連絡会役員会開催 |
| 10月27日 | 住民協議会主催のデモ行進及び第7回住民集会開催 |
| 12月6日 | 過料処分取消等請求事件 第一審(東京地裁)勝訴 主文 1 原告の請求を棄却する。 2 訴訟費用は原告の負担とする。 |
| 12月20日 | アレフが過料処分取消等請求事件の一審判決を不服として控訴 |
| 平成25年 1月25日 | オウム真理教対策関係市町村連絡会(会長:足立区、加盟25自治体)がオウム真理教問題解決に向けた法整備などを求める要望書を法務大臣と公安調査庁長官に提出 |
| 4月11日 | 過料処分取消請求事件 東京高裁第1回口頭弁論 |
| 4月15日 | 国家賠償請求事件 東京地裁第1回口頭弁論 |
| 5月11日 | 平成25年度足立入谷地域オウム真理教(アレフ)対策住民協議会 総会開催 |
| 5月26日 | 住民協議会主催のデモ行進及び第8回住民集会開催 |
| 5月27日 | 国家賠償請求事件 東京地裁第2回口頭弁論 |

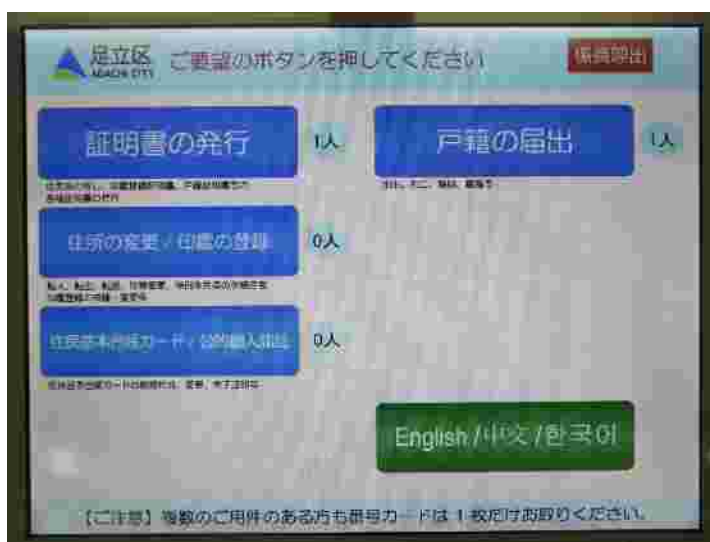
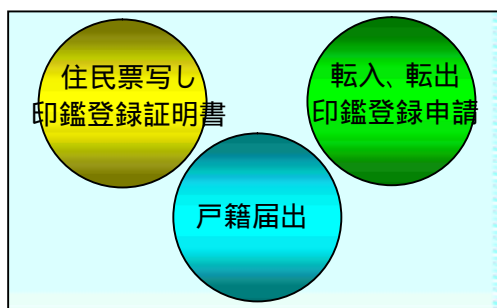
| | |
|--------|--|
| 6月13日 | 過料処分取消請求事件 東京高裁第2回口頭弁論 |
| 7月3日 | 道路占用不許可処分取消等請求事件の上告棄却が決定 最高裁が上告を棄却し足立区勝訴の判決が確定 主文 1 本件上告を棄却する。 2 本件を上告審として受理しない。 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立訴人の負担とする。 |
| 8月1日 | 過料処分取消請求事件 東京高等裁判所結審（口頭弁論2回） |
| 8月5日 | 国家賠償請求事件 東京地裁第3回口頭弁論 |
| 8月30日 | 一般廃棄物収集・運搬義務確認等請求事件の訴状が届く（ごみ） |
| 10月7日 | 一般廃棄物収集・運搬義務確認等請求事件 東京地裁 |
| 10月7日 | 国家賠償請求事件 東京地裁第4回口頭弁論 |
| 10月23日 | 国会議員（15名）によるオウム真理教対策議員連盟発足 |
| 10月27日 | 住民協議会主催のデモ行進及び第9回住民集会開催 |
| 10月31日 | 過料処分取消請求事件 東京高等裁判所判決言い渡し 主文 1 原判決を取り消す。 2 足立区長が平成23年3月8日付けで控訴人に対してした金5万円の過料に処するとの処分を取り消す。 3 訴訟費用は、一、二審とも被控訴人の負担とする。 |
| 11月12日 | 足立区が過料処分取消請求事件の二審判決を不服として上告 |

窓口サービス向上に向けて 戸籍・中央本町区民事務所窓口を統合

区民サービスをより向上させつつ、区政のさまざまな課題に臨機応変に対応していくため、業務の効率化と外部化（民間アウトソーシング）を推進します。

1 窓口統合でサービスアップ

11月5日に外部化を見据えたレイアウト変更を行い、戸籍住民課と中央本町区民事務所の窓口を統合しました。



新発券機の操作画面

戸籍届出と証明書発行が同時にできるなど、手続きの簡素化実現。
例えば、結婚して新居を構えた場合...

これまでは受付を2度行わなければならなかった

| | |
|-------------------------------|--|
| [戸籍住民課] 【番号取得】婚姻届提出 | [中央本町区民事務所] 【番号取得】住民異動手続 住民票取得 |
|-------------------------------|--|

これからは1度の受付で済むようになる

| |
|--|
| [戸籍住民課・中央本町区民事務所] 【番号取得】婚姻届提出 住民異動手続 住民票取得 |
|--|

事務処理に時間を要する住民異動窓口と短時間で済む証明発行窓口を分けたことによる、待ち時間の短縮。

4ヶ国語表記によるわかりやすいサインなど、待合スペースの充実。
戸籍届出窓口はブース形式。周囲をローパーテーションで仕切り、プライバシーに配慮。

変更前



変更後



2 外部化によりさらなるサービスアップ

平成26年1月からは戸籍住民課と中央本町区民事務所の窓口業務を富士ゼロックスシステムサービス(株)に委託します。

業務量(繁忙期)にあわせた体制構築が可能。

住所変更について、通常期 **5窓口** を3・4月の繁忙期には最大 **8窓口** にまで拡大

これまでの中央本町区民事務所の事例

【繁忙期】(4月第一月曜日)

| | |
|------------|-------|
| 住民票などの証明発行 | |
| 利用者数 | 394名 |
| 平均待ち時間 | 1分28秒 |
| 最大待ち時間 | 3分48秒 |

| | |
|--------------|-----------|
| 転入・転出などの住所変更 | |
| 利用者数 | 238名 |
| 平均待ち時間 | 1時間14分28秒 |
| 最大待ち時間 | 1時間55分39秒 |

戸籍届出を伴う場合
待ち時間2時間以上の
ケースも...

最大待ち時間の半減を目指します

民間企業の強みである優れた接遇を窓口の第一線で実践。

区職員と受託者の執務スペースを明確に分けることで偽装請負を防止。

【問合せ先】 区民部 窓口業務外部化推進担当課長

森田 剛

電話(3880)5723



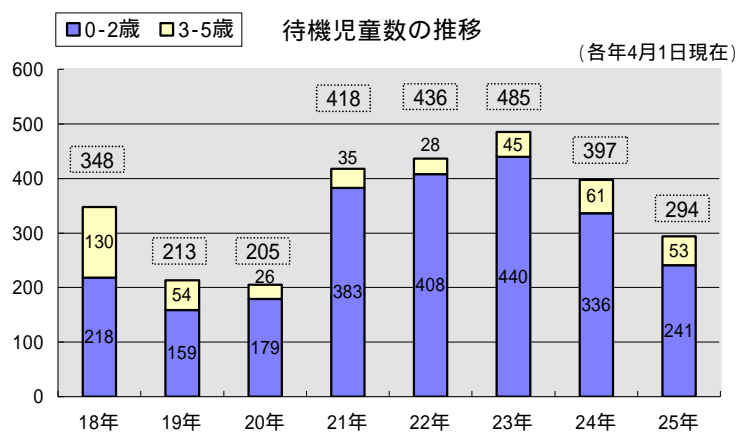
定例記者会見資料
平成25年11月25日
子ども家庭部保育計画課
鳥山課長(3880)6237

必要な地域に必要な保育サービスを提供 フルタイム就労世帯の待機児童ゼロを最優先に

足立区では、区内49地域の待機児童や保育需要等の分析をして、必要な地域に必要な保育サービスを提供することで、待機児童の解消を目指しています。特にフルタイム就労世帯を最優先に区全体でバランスのよい施設整備を進めます。

1 待機児童数の推移

平成24年8月に改定した「足立区待機児童解消アクション・プラン」に基づき、待機児童対策を進めてきた結果、平成24年度から2年連続で減少し、平成25年4月1日現在では、対前年比で **103人減少**し、**294人**となりました。



| | 24年 | 25年 | 前年差 |
|-----|-----|-----|------|
| 0歳児 | 75 | 53 | 22減 |
| 1歳児 | 171 | 124 | 47減 |
| 2歳児 | 90 | 64 | 26減 |
| 3歳児 | 55 | 28 | 27減 |
| 4歳児 | 4 | 20 | 16増 |
| 5歳児 | 2 | 5 | 3増 |
| 計 | 397 | 294 | 103減 |

2 解決すべき課題

フルタイム就労世帯の待機児童は57名(対前年比11名減)となったものの依然として解消されていない。

足立区全体で受入可能数(空き定員数)は444名で、待機児童数294名を上回っている。

千住大橋駅周辺やUR都市機構西新井第三団地、梅田地域など、大規模開発が進む地域の保育需要は15~16%程度(従来10%程度)まで伸びている。日暮里・舎人ライナー沿線、つくばエクスプレス沿線、六町地域や花畑地域などの土地区画整理事業で街の整備が進んでいる地域は、保育需要が伸びる傾向がある。

平成25年9月
「足立区待機児童解消アクション・プラン」の改定

3 平成25年度からの施設整備等の基本的な考え方

大規模開発、沿線開発等により全年齢にわたって相当多数の保育需要が集中している地域

〔梅田地域、保塚・六町地域、西新井第三団地〕

フルタイム就労世帯の保育需要が見込まれる地域

〔青井地域、綾瀬地域〕

低年齢児の保育需要が見込まれる地域

〔足立区全域〕

求職中・短期就労世帯の低年齢児の保育需要が見込まれる地域

〔保塚・六町地域、花畑・保木間地域、鹿浜地域〕



4 バランスのよい施設整備に向けて

施設整備については、平成25年度、平成26年度の2年間で1,000名の定員を整備します。

保育施設等の新規整備による定員増員 893名

既存施設の増改築等による定員増員 107名

| | H25.4.1 現在 | | H25 年度 | | H26 年度 | | H27 年度当初 | |
|----------------|------------|---------|--------|-------|--------|-------|----------|---------|
| | 施設数 | 定員数 | 施設数 | 整備定員数 | 施設数 | 整備定員数 | 施設数合計 | 定員数合計 |
| 認可保育園 | 90 | 9,069人 | 1 | 60人 | 4 | 358人 | 95 | 9,487人 |
| 認証保育所 | 42 | 1,192人 | 1 | 40人 | 2 | 80人 | 45 | 1,312人 |
| 家庭福祉員 | | 464人 | | 30人 | | 30人 | | 524人 |
| 小規模保育室 | 17 | 295人 | 3 | 45人 | 2 | 30人 | 22 | 370人 |
| 認定こども園 (私立) | 8 | 353人 | 2 | 80人 | 2 | 80人 | 12 | 513人 |
| 認定こども園 (公立) | 3 | 270人 | 0 | 0人 | 0 | 0人 | 3 | 270人 |
| 区独自の 公設保育園 | 2 | 89人 | 1 | 60人 | 0 | 0人 | 3 | 149人 |
| 子育て応援隊 | | 100人 | | 0人 | | 0人 | | 100人 |
| 合計 | | 11,832人 | | 315人 | | 578人 | | 12,725人 |

893名増

| | | | | | | | | |
|------|--|--|--|-----|--|-----|--|------|
| 既存施設 | | | | 57人 | | 50人 | | 107人 |
|------|--|--|--|-----|--|-----|--|------|

107名増

5 待機児童解消に向けた施設整備以外の取り組み

- (1) 認可保育園入園申込みに関する内容の一部改正(平成26年4月入所分から)
認可保育園の入園申込希望園数を3園から4園に変更しました。
一部の私立保育園に希望が集中し、指数が高くても不承諾となる状況を解消するため、私立保育園のみを希望する場合の加算(5点)を廃止して、保育の必要性の高い児童が入園しやすくなる制度に変更しました。
- (2) 保育サービス等に関する出張相談の実施
子育てサロン(19カ所)で、保育園の入園の検討をはじめ9月から10月にかけて出張相談会を実施しました。
- (3) 区ホームページによる情報提供の充実
認証保育所、小規模保育室、家庭福祉員の「空き情報」を、入園の希望が多くなる2月中旬から5月末まで平日一日1回の更新を実施し、リアルタイムで情報が届くようにします。

【問合せ先】 子ども家庭部 保育計画課長

鳥山 高章

電話(3880)6237

子ども家庭部 保育課長

荻原 貞二

電話(3880)6106